

## 施設の利用予約受付(団体用)

- ◎ 施設の利用受付（予約）開始日・・・開始日が休村日の場合は翌日を開始日とする。

利用月	市民等の受付 開始日（3か月前）	一般団体(注1)の受付 開始日（6か月前）	学校団体(注2)の受付 開始日（1年前）
4月 5月 6月	1月10日	年4回の受付開始日にかかわらず「利用日」の6か月前	年4回の受付開始日にかかわらず「利用日」の1年前
7月 8月 9月	4月1日		
10月 11月 12月	7月1日	団体は、市民等と同じ受付開始では複数の会場確保を含む催事の立案等が困難なため。 ※愛知県旭高原自然の家利用団体は別途調整する。 ※家族利用が多いGWなどは避けるよう依頼する。	
1月 2月 3月	前年の10月1日		

### 【注1】一般団体の基準

次のすべてを満たす場合に、6か月前から利用受付（予約）可能な一般団体とする。

- ① 団体である。  
 (例) スポーツチーム、大学サークル、こども会、学童の会、愛好会、企業など
- ② ファミリーロッジ、バンガロー、テントベース、オートキャンプ場のうち、1種類以上全ての貸し切りがある。または、野外ステージでイベントの開催  
 (例) ファミリーロッジ10か所全て貸し切りとし、人数変更等による利用施設数の変更がない。  
 ※ 団体利用の中に一般家族利用が入るとトラブル発生の恐れがあるため（過去の事例から）。  
 (例) ステージ利用（音楽演奏会、ダンス発表会など）
- ③ 施設利用料金の後払い（後納）は不可とする。（クレジット払いは可）  
 ※ 上記②に加えて「つつじ屋敷・松風亭」の利用予約も可とする。

### 【注2】学校団体（市外、県外を含む）の基準

小学校、中学校、特別支援学校、高校、大学（ゼミを含む）、市・県関係、警察関係、観光協会、青年会議所、商工会、愛知県旭高原自然の家利用団体等、結婚式  
 ※ 結婚式も学校団体と同様に扱う。（一般団体と同じ6か月前受付では実施困難と考えられるため。）  
 ※ 施設利用料金の後払い（後納）は可とする。

- ◎ その他

上記2によっても判断に迷う場合は、その都度調整する。